

電話や情報通信機器を用いた診療の算定例

1 当該保険医療機関の受診歴無し

(1) 医師が電話等を用いた診療が可能と判断した場合

電話等を用いた初診 電話等を用いた初診料（214点）
処方料、調剤料、調剤技術基本料（14点・薬剤師が常時勤務する保険医療機関で算定可）、薬剤料
処方箋料

2 当該保険医療機関の受診歴有り

(1) 現在受診中ではないが、新たに生じた症状に対して診療を行う場合

電話等を用いた初診 電話等を用いた初診料（214点）
処方料、調剤料、調剤技術基本料（14点・薬剤師が常時勤務する保険医療機関で算定可）、薬剤料
処方箋料

(2) 受診中の患者に対し、新たに別の症状についての診断・処方を行う場合

電話等を用いた再診 電話等再診料（73点）
外来診療料（74点）（※1）
処方料、調剤料、調剤技術基本料（14点・薬剤師が常時勤務する保険医療機関で算定可）、薬剤料
処方箋料

(3) 慢性疾患を有する定期受診患者に対して、電話等を用いた診療及び処方を行う場合であって、電話等を用いた診療を行う以前より、「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等（※2）を算定した患者に対して、電話等を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行う場合

電話等を用いた再診 電話等再診料（73点）
外来診療料（74点）（※1）
管理料等（※2）（147点・月1回算定可）
処方料、調剤料、調剤技術基本料（14点・薬剤師が常時勤務する保険医療機関で算定可）、薬剤料
処方箋料

（※1）診療報酬明細書の摘要欄に電話等による旨及び当該診療日を記載する。また、診療録への記載については、電話等再診料の規定に基づいて対応する。

（※2）管理料等とは、特定疾患療養管理料、小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、生活習慣病管理料を指す。

(参考) 通常の対面診療の場合

- 初診料 288 点
- 再診料 73 点
- 外来診療料 74 点
- 管理料等
 - ・ 特定疾患療養管理料
 - 1 診療所の場合 225 点
 - 2 許可病床数が 100 床未満の病院の場合 147 点
 - 3 許可病床数が 100 床以上 200 床未満の病院の場合 87 点
 - ・ 小児科療養指導料 270 点
 - ・ てんかん指導料 250 点
 - ・ 難病外来指導管理料 270 点
 - ・ 糖尿病透析予防指導管理料 350 点
 - ・ 地域包括診療料
 - 1 地域包括診療料 1 1,660 点
 - 2 地域包括診療料 2 1,600 点
 - ・ 認知症地域包括診療料
 - 1 認知症地域包括診療料 1 1,681 点
 - 2 認知症地域包括診療料 2 1,613 点
 - ・ 生活習慣病管理料
 - 1 保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付する場合
 - イ 脂質異常症を主病とする場合 650 点
 - ロ 高血圧症を主病とする場合 700 点
 - ハ 糖尿病を主病とする場合 800 点
 - 2 1 以外の場合
 - イ 脂質異常症を主病とする場合 1,175 点
 - ロ 高血圧症を主病とする場合 1,035 点
 - ハ 糖尿病を主病とする場合 1,280 点

(2020. 4. 20 岐阜県医師会作成)